

## 香取市まちづくり支援員設置要綱

### (設置)

第1条 本市における人口減少と高齢化等の進む集落の維持・活性化を図るため、過疎地域等における集落対策の推進要綱（平成25年3月29日付け総行応第57号、総行人第8号、総行過第11号）に基づき、香取市まちづくり支援員（以下「支援員」という。）を置く。

### (担当地域)

第2条 市長は、人口、世帯数等の社会的条件、自然環境及び地形等地理的条件等を考慮し、支援員が主に活動する地域（以下「担当地域」という。）を定める。

### (任命)

第3条 支援員は、心身が健康で地域まちづくりに対する熱意を有し、地域コミュニティ形成及び地域活動の活性化に積極的に取り組む者の中から市長が任命する。

### (任期)

第4条 支援員の任期は、任用された会計年度の末日までとする。ただし、支援員の欠けた場合における補欠の支援員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 支援員は、再任されることができる。

### (職務)

第5条 支援員は、担当地域において、次に掲げる職務を行う。

- (1) 香取市まちづくり条例（平成23年香取市条例第4号）に基づく市民協働によるまちづくりの推進及び普及に関すること
- (2) 担当地域の巡回、状況把握及び課題の整理分析に関すること
- (3) 担当地域の維持・活性化のための話合いの場づくりに関すること
- (4) 担当地域の課題解決のための方策の検討に関すること
- (5) 担当地域、市及び関係機関との連絡調整に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること

### (市及び支援員の責務)

第6条 市長は、支援員にその職務に必要な研修等を受講させ、支援員の資質向上を図り、支援員の活動が円滑に実施できるよう努めなければならない。

2 支援員は、常に誠意をもって業務に従事し、担当地域の維持・活性化に

必要な知識を深めるための自己研鑽に努めるものとする。

(守秘義務)

第7条 支援員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月18日告示第63号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。